

一般社団法人鳥取県東部医師会 定款

平成25年4月1日 制定
平成26年4月1日一部改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人鳥取県東部医師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鳥取県鳥取市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本医師会及び公益社団法人鳥取県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 医道の高揚に関する事項
- (2) 医学教育の向上に関する事項
- (3) 医学と関連科学との総合進歩に関する事項
- (4) 医師の生涯研修に関する事項
- (5) 医学、医療の国際交流に関する事項
- (6) 公衆衛生の指導啓発に関する事項
- (7) 地域医療の推進発展に関する事項
- (8) 地域保健の向上に関する事項

- (9) 保険医療の充実に関する事項
- (10) 医事法規の整備に関する事項
- (11) 医療施設の整備に関する事項
- (12) 医業経営の安定、会員の福祉向上による国民の健康及び福祉の増進に関する事項
- (13) 医師会相互の連絡調整に関する事項
- (14) 急患診療所の管理運営に関する事項
- (15) 鳥取看護高等専修学校の管理運営に関する事項
- (16) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、鳥取県東部地区内に居住か、又は就業している医師で、本会の目的及び事業に賛同して入会したものとする。

(会員資格の喪失)

第6条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 第10条第1項(会員の制裁)の規定による除名
- (3) 当該会員が死亡したとき

(入会、異動及び退会)

第7条 会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
- 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前2項と同様に、その届出をしなければならない。
- 4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、会長がその再入会を承認することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、会長は、第10条第1項(会員の制裁)の審議にかかっている会員からの退会届の受理を保留し、同条第1項に基づく処分を行うことができる。

(会費及び負担金)

第8条 会員は、本会の所定の会費及び負担金を、本会に納入しなければならない。

- 2 会費及び負担金の額並びにその徴収方法は、代議員会で定める。ただし、特別の事情がある者に対しては、理事会の決議を経て、その額を減免することができる。

(会員の権利)

第9条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる会員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(会員の制裁)

第10条 会長は、会員について次の各号のいずれかに該当するとき、又はその他正当な事由があると認めるときは、裁定委員会の審議裁定を経て、戒告又は除名の処分をすることができる。

- (1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損したもの
 - (2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱したもの
- 2 前項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、公益社団法人鳥取県医師会並びに公益社団法人日本医師会に通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、代議員の資格の喪失については、第16条第2項をもって行う。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数その他)

- 第11条 本会に、代議員を置く。その員数は、別に定める基準により、概ね会員13名につき1名の割合をもって選出する。
- 2 前項の代議員をもって法人法上の社員とする。
 - 3 代議員は、本会の役員及び裁定委員を兼ねることができない。

(代議員の選出)

- 第12条 代議員は、本会の会員の中から別に定めるところにより選挙を行う。
- 2 前項の選挙において、会員は等しく選挙権及び被選挙権を有する。
 - 3 代議員に欠員を生じたときは、別に定めるところにより、後任の代議員の選出を行うのとする。
 - 4 後任として選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

(代議員の任期)

- 第13条 代議員の任期は、選出後最初の定例代議員会開催日より2年後の定例代議員会開催日の前日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了時において、代議員が代議員会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は上記訴えに関する限りにおいて社員たる地位を失わない（当該代議員は、代議員会において解散以外の事項については議決権を有しないこととする。）
 - 3 代議員の任期が終了しても、後任者が選任されるまでは、代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(予備代議員)

- 第14条 代議員に事故があるときに備えて、予備代議員を置く。
- 2 代議員に事故があるときは、予備代議員に議決権を代理行使させることができる。
 - 3 第11条第3項（代議員の員数その他）、第12条第1項及び第3項（代議員の選出）、第13条第1項及び第3項（代議員の任期）、並びに第16条（代議員の資格の喪失）の規定は、予備代議員についても準用する。

(代議員の報酬)

第15条 代議員は無報酬とする。

(代議員の資格の喪失)

第16条 代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。

2 代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により代議員の資格を喪失させることができる。この場合、その代議員に対し、代議員会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、代議員会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前各項の他、代議員は、次に掲げる事由によって代議員の資格を失う。

(1) 第6条の規定による会員資格の喪失

(2) すべての代議員の同意

第5章 代議員会

(構成)

第17条 代議員会は、すべての代議員をもって構成する。

2 前項の代議員会をもって法人法上の社員総会とする。

(開催)

第18条 代議員会は、定例代議員会及び臨時代議員会の2種とする。

2 定例代議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回招集しなければならない。

3 臨時代議員会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5分の1以上の代議員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、臨時代議員会招集の請求があったときは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

4 代議員会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに代議員に発しなければならない。

(議長及び副議長の選定)

第19条 代議員会に、議長及び副議長各1名を置く。

2 議長及び副議長は、代議員会において、代議員の中から選定する。

3 議長及び副議長の任期は、それぞれの代議員としての任期による。

(議長及び副議長の職務)

第20条 代議員会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(議長又は副議長の後任者の選定)

第21条 議長又は副議長が欠けたとき、その後任者を選定しなければならない。

(権限)

第22条 代議員会は、次の事項について決議する。

(1) 決算に関する事項

(2) 会費及び負担金の賦課徴収に関する事項

(3) 代議員の資格の喪失

(4) 理事及び監事の選任又は解任

(5) 会長及び副会長の選定又は解職

(6) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

(7) 定款の変更に関する事項

(8) 本会の解散に関する事項

(9) 理事会が付議した事項

(10) その他代議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 代議員会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。

(1) 第59条に定める事業計画書、収支予算書等

(2) 第60条第1項第1号に定める事業報告

(3) その他必要な会務報告

(議決権)

第23条 代議員会における議決権は、代議員1名につき、1個とする。

(定足数及び決議)

第24条 代議員会は、代議員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。

2 代議員会の議事は、出席代議員の過半数でこれを決する。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総代議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 代議員の資格の喪失
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(代議員会の議事規則)

第25条 代議員会の議事に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

(決議の省略)

第26条 理事又は代議員が、代議員会の目的である事項について提案した場合においてその提案について、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の代議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第27条 理事が代議員の全員に対し、代議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を代議員会に報告することを要しないことについて、代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の代議員会への報告があったものとみなすものとする。

(議事録)

第28条 代議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び代議員会において選定された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員を設置)

第29条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 会長以外の理事のうち3名以内を副会長とする。
- 4 第2項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条 理事及び監事は、本定款の定めるところにより、本会の会員の中から、代議員の決議によって選任する。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 3 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。

(会長及び副会長の選定等)

第31条 会長及び副会長は、代議員会の決議によって選定又は解職する。

- 2 前項の規定に基づく会長及び副会長の選定においては、前条の規定に基づき選任された理事をもってそれぞれの候補者とする。

(役員の補欠の選任)

第32条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、分担して業務を執行する。
- 4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長は、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、会長の職務（本会を代表するものを除く）を代行する。

- 5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第35条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

- 2 理事又は監事が任期の満了又は辞任で退任することにより、第29条第1項に定める定数に足りなくなるときは、当該理事又は監事は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が理事又は監事に就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事は、代議員会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第37条 理事及び監事に対して、代議員会において定める総額の範囲内で、代議員会において別に定める報酬等の額及び支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第38条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての代議員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該理事及び監事が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第39条 本会は、法人法第115条の規定により、外部理事又は外部監事との間に、法人法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第7章 参与及び顧問

(参与)

第40条 本会に、15名以内の参与を置くことができる。

2 参与は次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 参与は、代議員会の議決を経て会長が委嘱する。

4 参与の任期は、会長の任期による。

(顧問)

第41条 本会に、5名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の相談に応じることが職務とする。

3 顧問は、代議員会の議決を経て会長が委嘱する。

4 顧問の任期は、会長の任期による。

第8章 理事会

(構成)

第42条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第43条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(開催)

第44条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第45条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第46条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠席の場合には、副会長が議長の職務を代行する。

(定足数及び決議)

第47条 理事会は、理事の過半数が出席しなければ、議事を開き決議することができない。

2 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数でこれを決する。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会への報告の省略)

第48条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告する事を要しない。

2 前項の規定は、第33条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名する。

第9章 裁定委員会

(裁定委員会)

第50条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、7名の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第51条 裁定委員は、本会の会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第52条 裁定委員の任期は、第35条第1項(役員の任期)の規定を準用する。

2 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第53条 裁定委員は、本会の役員及び代議員(予備代議員を含む。)並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第54条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

(1) 第7条第4項(除名者の再入会)の規定による会員の再入会に関する事項

(2) 第10条第1項(会員の制裁)に規定する会員の制裁に関する事項

(3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第55条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第56条 裁定委員会に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に定める。

第10章 会計

(本会の経費)

第57条 本会の経費は、入会金、会費、負担金、寄附金その他収入金をもって充当する。

(事業年度)

第58条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第59条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、代議員会に報告するものとする。
- 3 第1項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第60条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については、定例代議員会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、定例代議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 4 貸借対照表は、定例代議員会終了後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第61条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第62条 この定款は、代議員会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第63条 本会は、代議員会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第64条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、代議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第65条 本会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむ得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第13章 委員会

(委員会)

第66条 会長又は代議員会は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。ただし、代議員会が設置する委員会に関しては、代議員会の決議を経て、別に定める。

第14章 事務局

(事務局)

第67条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は会長が理事会の承認を経て、任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関しての必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第15章 補則

(定款施行規則)

第68条 定款の施行に関して必要な事項は、代議員会の決議を経て、別に規則で定める。

(委任)

第69条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、これらの登記を行った日が4月1日である場合を除き、第58条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を当該日の属する事業年度（以下「旧事業年度」という。）の末日とし、設立の登記の日を旧事業年度の翌事業年度の開始の日とする。

(会長等に関する措置)

- 3 本会の最初の会長は板倉 和資とし、副会長は松浦 喜房及び森 英俊とする。

(代議員に関する経過措置)

4 本会の最初の代議員は、別表の通りとする。

(別表)

氏名	住所
麻木 宏栄	鳥取県鳥取市 松並町 2丁目 502-1
北室 知巳	鳥取県鳥取市 西町 3丁目 110
宍戸 光範	鳥取県鳥取市 田島 716
下田 優	鳥取県鳥取市 大工町頭 33
中島 公和	鳥取県鳥取市 新 93-5
縄田 隆平	鳥取県鳥取市 青葉町 3丁目 101-2
橋本 英宣	鳥取県鳥取市 大杵 204-3
藤田 直樹	鳥取県岩美郡 岩美町浦富 1030-22
松下 公紀	鳥取県鳥取市 雲山 113-1
加藤 達生	鳥取県鳥取市 用瀬町用瀬 382
木村 寛	鳥取県鳥取市 富安 1丁目 76-2
高須 宣行	鳥取県鳥取市 叶 288-11
竹内 勤	鳥取県鳥取市 末広温泉町 458
田中 清	鳥取県鳥取市 興南町 76
田村 公平	鳥取県鳥取市 末広温泉町 202
林 裕史	鳥取県鳥取市 用瀬町鷹狩 722-1
皆木 真一	鳥取県鳥取市 末広温泉町 458
三宅 茂樹	鳥取県鳥取市 扇町 176
石井 泰史	鳥取県鳥取市 布勢 332-4
石河 利一郎	鳥取県鳥取市 湖山町南 3丁目 301-1
上山 高尚	鳥取県鳥取市 湖山町東 2丁目 103
尾崎 舞	鳥取県鳥取市 湖山町北 2丁目 555
竹内 裕一	鳥取県鳥取市 里仁 54-8
谷口 昌弘	鳥取県鳥取市 南町 425
寺岡 均	鳥取県鳥取市 吉岡温泉町 135-3
葉狩 良孝	鳥取県鳥取市 今町 1丁目 502
深澤 哲	鳥取県鳥取市 南隈 177-1
太田 規世司	鳥取県鳥取市 尚徳町 117
小坂 博基	鳥取県鳥取市 尚徳町 117
清水 健治	鳥取県鳥取市 的場 1丁目 1
下田 光太郎	鳥取県鳥取市 三津 876
杉本 勇二	鳥取県鳥取市 江津 730
中本 周	鳥取県鳥取市 江津 730
藤田 和寿	鳥取県鳥取市 尚徳町 117

藤田 好雄	鳥取県八頭郡 智頭町智頭 1875
星加 忠孝	鳥取県鳥取市 江津 730
松木 勉	鳥取県鳥取市 的場 1丁目 1
皆川 幸久	鳥取県鳥取市 江津 730
山下 裕	鳥取県鳥取市 的場 1丁目 1
渡邊 賢司	鳥取県岩美郡 岩美町浦富 1029-2

附則

この定款は、平成26年4月1日より施行する。